

2015年7月29日 全19頁

監査等委員会設置会社の現況

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2015年5月1日、会社法改正法が施行され、株式会社の新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が導入された。これは、監査役や監査役会がなく、代わって、取締役を構成員（過半数は社外取締役）とする監査等委員会が設置される機関設計である。
- 2015年6月26日現在、監査等委員会設置会社への移行（又は移行予定）を開示した上場会社は189社確認された。このうち、東証1部上場会社が98社と半数以上を占めている。その一方、コーポレートガバナンス・コードについて基本原則のみが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象とされるジャスダック上場会社も46社含まれる。
- 監査等委員会設置会社制度導入の目的の一つとして、「社外取締役の活用」が挙げられる。確かに、監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役の人数は、移行前（平均0.48人）と比較して、移行後（平均2.72人）は大きく増加している。もっとも、社外役員（社外取締役＋社外監査役）全体の人数で見ると、移行前（平均2.81人）よりも、むしろ、若干、減少している。
- 加えて、監査等委員である社外取締役が全員、移行前には社外監査役であった会社が53.3%確認できることなどからすれば、単に、従来の社外監査役が、（監査等委員である）社外取締役に「横滑り」しただけの会社も多数あることが推測される。
- 監査等委員会設置会社制度の特徴の一つとして、取締役会に付議すべき議案を減らし、いわゆるモニタリング・モデルの取締役会を指向できることが挙げられる。確かに、大半（85.6%）の会社において、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定款変更が行われていることが確認できた。もっとも、移行前後の役員数（取締役＋監査役）の変動が、±1人におさまる会社も多く（79.4%）、いわゆるモニタリング・モデルを前提とした役員構成の「スリム化」には、必ずしもつながってはいないようだ。
- 監査等委員会の構成は、社外取締役2人、社内取締役1人の3人構成とする会社が多い。社外取締役の属性としては、「他の社の出身者」が半数以上であるが、いわゆる士業（弁護士、公認会計士、税理士）の者も多い。

【目次】

はじめに.....	2
1. 監査等委員会設置会社とは.....	3
2. 監査等委員会設置会社への移行状況.....	4
(1) 移行会社数.....	4
(2) 移行会社の特徴.....	4
3. 移行の実態.....	7
(1) 移行の目的.....	7
(2) 社外取締役.....	9
(3) 重要な業務執行の決定の委任（定款変更）.....	11
(4) 役員（取締役＋監査役）の規模（人数）.....	12
(5) 監査等委員会の構成.....	13
(6) 常勤の監査等委員.....	15
(7) 監査等委員である社外取締役.....	16
おわりに.....	18

はじめに

2015年5月1日、「会社法の一部を改正する法律」¹（平成26年法律第90号。以下、会社法改正法）が施行され、株式会社の新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が導入された。これを受けて、東京証券取引所（以下、東証）などにおいても、規則の改正²が行われ、上場会社が採用することができる機関設計の一つとして認められている（東証有価証券上場規程437条など）。

こうした中、監査等委員会設置会社への移行（又は移行予定）を開示した上場会社が、189社確認された（2015年6月26日現在）。本稿では、これらの上場会社の株主総会招集通知（及びその参照書類）、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（以下、コーポレート・ガバナンス報告書）、独立役員届出書、適時開示資料などに基づき、監査等委員会設置会社（及び移行予定会社）の現況を紹介する。

¹ 法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html）に掲載されている。なお、拙稿「会社法改正法、成立」（2014年6月24日付レポート）も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20140624_008685.html

² 東証「平成26年会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」（2015年4月10日）など参照（<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>）。

1. 監査等委員会設置会社とは

会社法改正法によって導入された監査等委員会設置会社の特徴を一言でいえば、監査役や監査役会がなく、代わって、取締役を構成員とする監査等委員会が設置される機関設計である。これを監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）と比較すると、図表 1 のようになる。

図表 1 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の比較

（監査機関を中心に）

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
監査機関	監査役会	監査等委員会	監査委員会
構成員	3人以上の監査役	3人以上の取締役 （監査等委員）	3人以上の取締役 （監査委員）
社外者	半数以上は社外監査役	過半数は社外取締役	過半数は社外取締役
選任方法	株主総会で選任	株主総会で他の取締役 と区別して選任	取締役の中から取締役 会で選任（互選）
任期	4年 取締役は2年以内	2年 他の取締役は1年	1年 他の取締役と同じ
監査範囲	適法性監査	適法性+妥当性監査	適法性+妥当性監査
監査方法	いわゆる実査	内部統制システム	内部統制システム
常勤者	常勤監査役は必置	常勤者の設置は任意	常勤者の設置は任意
独任制	あり（注）	なし	なし
指名委員会	設置は任意	設置は任意 ただし、監査等委員会に 意見申述権あり	必置
報酬委員会	設置は任意	設置は任意 ただし、監査等委員会に 意見申述権あり	必置
業務執行者	業務執行取締役	業務執行取締役 ただし、一定の場合に は、取締役会決議事項の 一部を、個別の取締役に 委任可能	執行役

（注）監査役は、監査役会が設置された場合でも、各自が単独でその権限を行使するとされている。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

大雑把に言えば、監査役会設置会社の取締役会の中に監査役会を取り込み、監査役に（業務を執行しない）取締役を兼務させたものというのが、イメージとしては近いだろう³。あるいは、指名委員会等設置会社から指名委員会・報酬委員会・執行役を抜いたものという見方もあるかもしれない。

監査等委員会の機能面に着目すると、監査範囲や監査方法など、指名委員会等設置会社の監

³ 塚本英巨『監査委員会導入の実務』（商事法務、2015年）p.42、太田洋・高木弘明編著『平成26年会社法改正と実務対応[改訂版]』（商事法務、2015年）p.62など参照。

査委員会が下敷きとなっていることがわかる。他方、監査を行う者の地位の強化という観点からは、選任方法や任期など、監査役会設置会社の監査役・監査役会との共通点が認められる。

その意味で、この新しい機関設計が、既存の監査役会設置会社でも、指名委員会等設置会社でもない、独自の「第三極」になるとは、あまり思えない。むしろ、監査役会設置会社と指名委員会等設置会社という個性的な二つの機関設計の「折衷型」が、監査等委員会設置会社であるというのが、筆者の印象だ⁴。

一般に、「折衷型」の仕組みは、うまく運用すれば二つの異なる仕組みの「長所の相乗効果」が期待できる反面、運用を誤ると「短所の寄せ集め」に陥る危険性がある。その意味でも、監査等委員会設置会社が、現実にもどのように運用されているかを見極めることには意義があると、筆者は考えている⁵。

2. 監査等委員会設置会社への移行状況

(1) 移行会社数

監査等委員会設置会社への移行（又は移行予定）を開示した会社（以下、移行会社）は、2015年6月26日現在で、**189社**確認できた。

全上場会社数（内国会社に限る）は、約3,600社であることから、概ね5%程度が監査等委員会設置会社に移行した計算となる。

なお、移行会社は、現在のところ、全て監査役会設置会社からの移行であり、指名委員会等設置会社からの移行は確認されていない。

(2) 移行会社の特徴

(A) 上場市場

移行会社の上場市場（移行予定を開示した時点）を示したのが、図表2である。

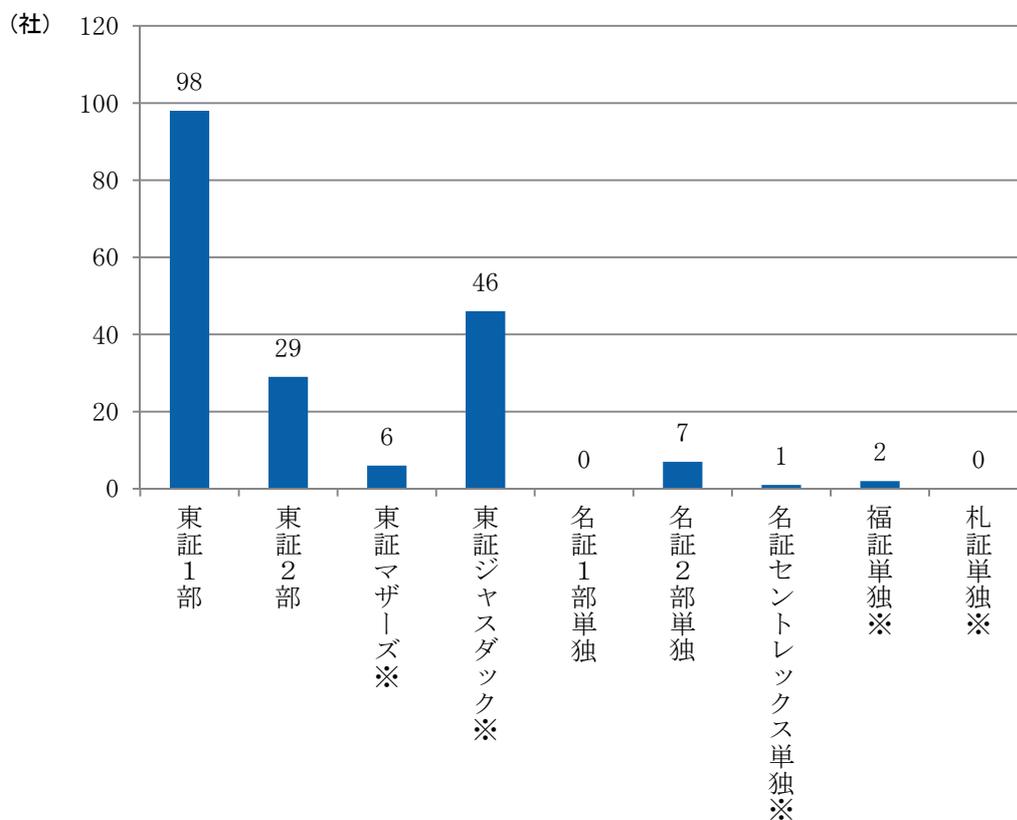
東証1部が最も多く98社（51.9%）、次いで東証ジャスダック市場が46社（24.3%）、東証2部が29社（15.3%）となっている。

移行会社の上場市場別構成比を全上場会社と比較したのが、図表3である。

⁴ 江頭憲治郎『株式会社法 第5版』（有斐閣、2014年）p.572が、「当該会社形態には、社外取締役の設置について便宜を図るという点を除いて、明確な理念が欠けている」と指摘しているのは示唆的である。

⁵ 江頭憲治郎『株式会社法 第5版』（有斐閣、2014年）p.572も、「監査等委員会設置会社の制度が、経済的効率性と関係者の公正とを確保する良い形で広く利用されるか否かは、運用の在り方次第であろう」としている。

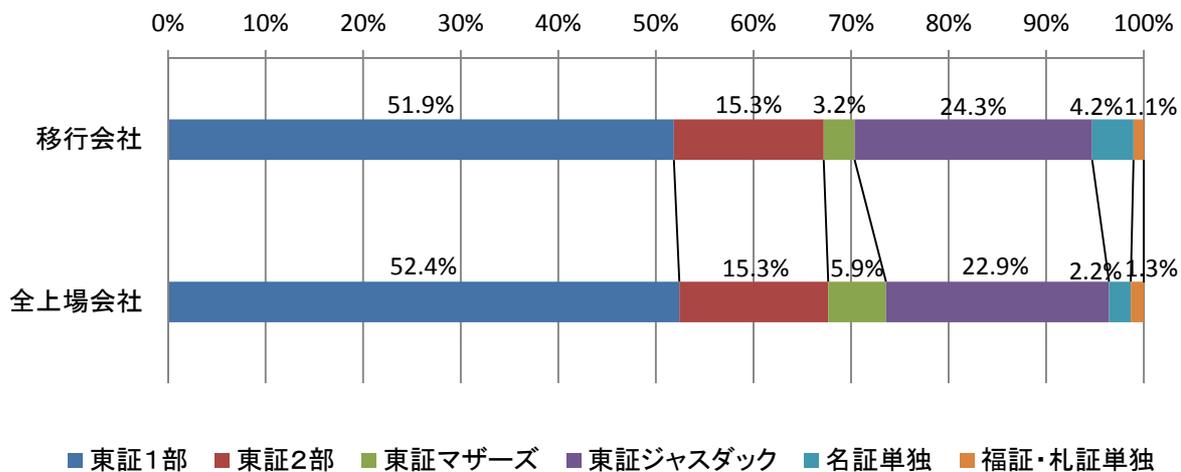
図表 2 移行会社の上場市場



(注) ※印の市場は、コーポレートガバナンス・コードのうち、基本原則のみが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 移行会社の上場市場（構成比）



(注) 全上場市場は、2015年6月末時点における各市場のウェブサイト掲載情報による。

(出所) 各社の適時開示資料、各市場のウェブサイトなどを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

東証ジャスダック上場会社や名古屋証券取引所（以下、名証）単独上場（特に、2部）の会社がやや多く、東証マザーズ上場会社がやや少ない、といった傾向が認められる。ただ、全体としては、上場会社全体の上場市場別構成比と大きく異ならない。その意味では、各市場の上場会社数に応じて、万遍なく、監査等委員会設置会社への移行が行われているように思われる。

独立社外取締役の複数選任（原則4-8）を含むコーポレートガバナンス・コード全体について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」が課されるのは、東証及び名証の本則市場の上場会社である（東証有価証券上場規程 436 条の3 第1号、名証「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」31 条の3 第1号）。

それ以外の市場の上場会社（東証ジャスダック、東証マザーズ、名証セントレックスなど）は、基本原則のみが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象とされる（東証「有価証券上場規程」436 条の3 第2号、名証「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」31 条の3 第2号、福岡証券取引所「企業行動規範に関する規則」6 条の2、札幌証券取引所「企業行動規範に関する規則」5 条の3）。すなわち、これらの会社については、独立社外取締役の複数選任は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象外とされている。

監査等委員会設置会社への移行は、独立社外取締役の複数選任が、直接、コンプライ・オア・エクスプレインの対象となっていない東証ジャスダックなどの上場会社にも、ある程度、広がっていることが確認できる。このことは、監査等委員会設置会社への移行が、コーポレートガバナンス・コード対応だけでなく、会社法改正法で導入された社外取締役を選任していない会社に対する「社外取締役を置くことが相当でない理由」開示（会社法 327 条の2 など）への対応としての意味を持っていることを示しているのかもしれない。

(B) 外国人株式保有比率

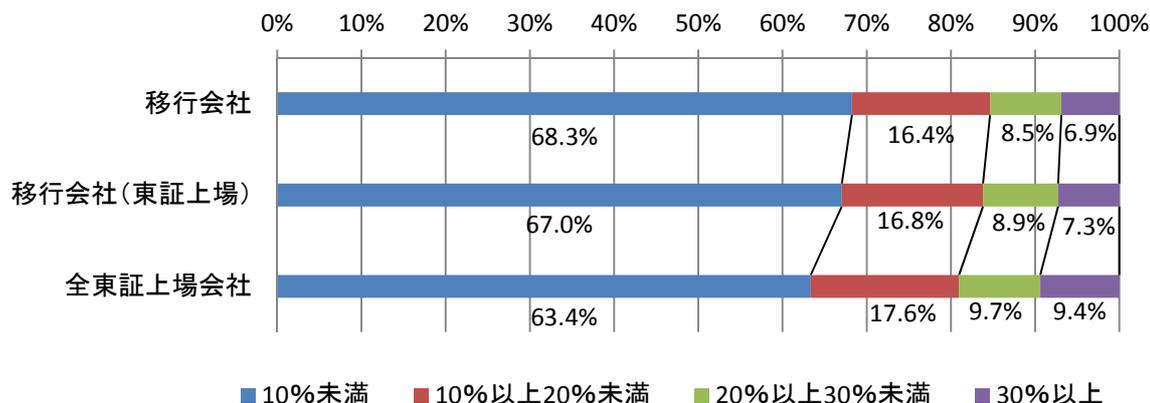
監査等委員会設置会社という機関設計について、外国人投資家にもわかりやすく、理解が得やすいガバナンス体制であり、その結果、外国人投資家の持株割合の高い会社で導入が進むのではないかといった指摘がなされる場合がある⁶。

こうした指摘を踏まえて、移行会社の「外国人株式保有比率」を示したのが、図表 4 である。

移行会社のうち、「外国人株式保有比率」が「10%未満」の会社が全体の 68.3%（東証上場会社に限れば 67.0%）を占めている。他方、「外国人株式保有比率」が「30%以上」の会社は、全体の 6.9%（東証上場会社に限れば 7.3%）にとどまっている。

⁶ 松浪信也『監査等委員会設置会社の実務』（中央経済社、2014年）p. 14、塚本英巨『監査委員会導入の実務』（商事法務、2015年）p. 34 など参照。

図表 4 移行会社の「外国人株式保有比率」（保有比率別の構成比）



(注1) 監査等委員会設置会社移行後、最初に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（未提出の会社及び移行未了の会社については、直近に提出されたコーポレート・ガバナンス報告書）に基づいている。

(注2) 全東証上場会社については、2015年7月2日時点における各東証上場会社が提出したコーポレート・ガバナンス報告書に基づいている。

(出所) 各社のコーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

この結果を見る限り、現時点では、むしろ、外国人投資家の持株割合が、相対的に低い上場会社において、移行が広まっている傾向が認められる⁷。

3. 移行の実態

(1) 移行の目的

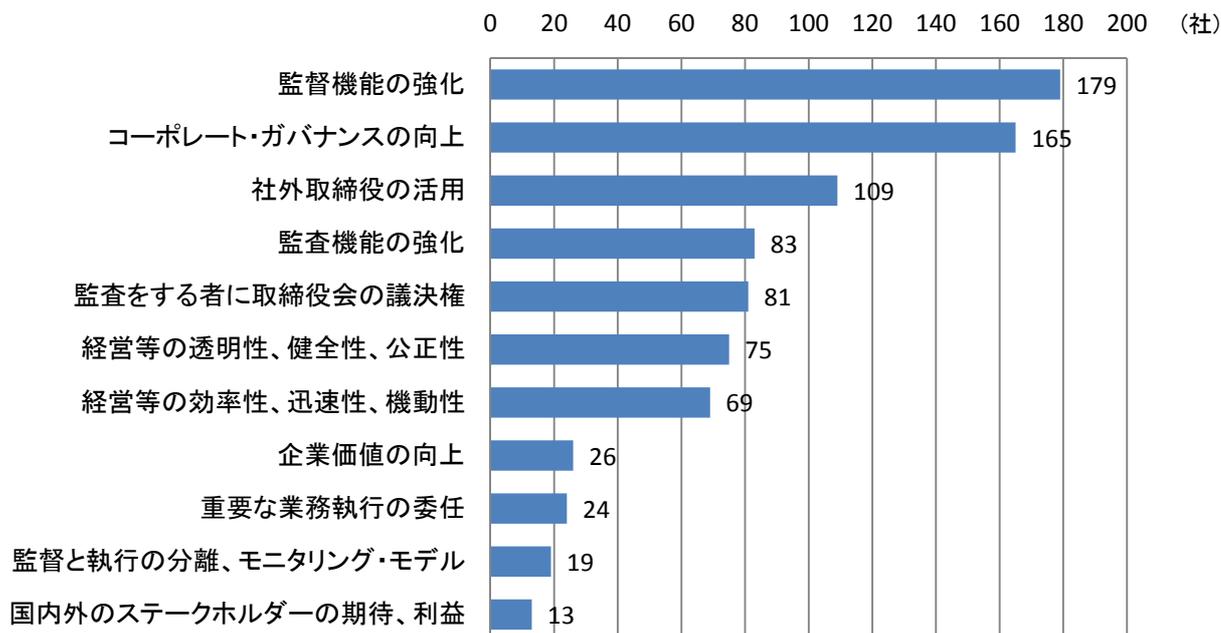
監査等委員会設置会社制度導入の趣旨については、「業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、監査をする者が業務執行者の任免を含む取締役会の決議における議決権を有することとするとともに、重複感・負担感をできるだけ避けつつ社外取締役の機能を活用しやすくするための方策として、新たな機関設計を認める」⁸ものと説明されている。

これを踏まえて、移行会社（189社）が、適時開示資料で掲げる移行の主な目的をまとめたのが図表5である。

⁷ もちろん、この結果から、直ちに、監査等委員会設置会社と外国人投資家（の関心）との関係を否定することは適切ではないだろう。「外国人株式所有比率」の低い会社が、積極的に、外国人投資家にアピールするために、監査等委員会設置会社への移行を進めている可能性も否定できないからである。

⁸ 坂本三郎『一問一答 平成26年改正会社法』（商事法務、2014年）p. 19。

図表 5 監査等委員会設置会社への移行の主な目的



(注) 10 件以下のものは割愛している。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

「監督機能の強化」(179 社)、「社外取締役の活用」(109 社)、「監査をする者に取締役会の議決権」(81 社)は、前記の監査等委員会設置会社制度導入の趣旨に即したものとといえるだろう。

「経営等の透明性、健全性、公正性」(75 社)や「監督と執行の分離、モニタリング・モデル」(19 社)も、これらに関連する目的であろう。

「監査機能の強化」(83 社)は、監査等委員会による監査は、(監査役ではなく)取締役による監査となるため、その監査権限は、適法性(法令等違反)のみならず、業務執行の妥当性にも及ぶと解されること⁹を念頭に置いたものであろう。

「重要な業務執行の委任」(24 社)は、一定の要件を充たす場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を業務執行取締役に委任することができること(会社法 399 条の 13 第 5、6 項)を受けたものであろう(後記(3)参照)。「経営等の効率性、迅速性、機動性」(69 社)も、同趣旨ではないかと思われる。

移行目的として「企業価値の向上」(26 社)を掲げるものは、「監督機能の強化」や「監査機能の強化」を掲げるものと比べると限定的である。今般のコーポレート・ガバナンスを巡る議論の特徴は、「いわば『攻めのガバナンス』の実現を目指すもの」(コーポレートガバナンス・コード序文 7 項)と説明されることが多い。ただ、この数字を見る限り、監査等委員会設置会社への移行に関しては、「攻めのガバナンス」のためという感覚は、あまりないのかもしれない。

⁹ 江頭憲治郎『株式会社法 第 5 版』(有斐閣、2014 年) p. 579、塚本英巨『監査委員会導入の実務』(商事法務、2015 年) p. 248 など参照。

(2) 社外取締役

前述の通り、監査等委員会設置会社制度の導入趣旨について、「重複感・負担感をできるだけ避けつつ社外取締役の機能を活用しやすくするための方策」¹⁰という説明がなされている。実際、図表 5 のように、移行会社の中でも、監査等委員会設置会社に移行する目的として、「社外取締役の活用」などを掲げる事例も多く見られる。

図表 6 移行前後の社外取締役の変化

社外取締役の人数	移行前	移行後（注）
0 人	120 社	0 社
1 人	43 社	0 社
2 人	10 社	89 社
3 人	6 社	61 社
4 人	0 社	21 社
5 人以上	1 社	9 社
平均人数	0.48 人	2.72 人
（参考）取締役全体に占める社外取締役の割合（平均）	6.8%	29.1%

（注）監査等委員会設置会社においては、監査委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法 331 条 6 項）。従って、必ず、2人以上の社外取締役が存在するはずである。（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

そこで、移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役（又は候補者）に関する情報が開示されているもの（180 社）について、移行前後における社外取締役の人数等の変化を示したのが、図表 6 である。

監査等委員会設置会社への移行により、移行会社全体において、社外取締役の人数が大きく増加していることがわかる。

個別企業で見ても、株主総会招集通知などにより移行前後の社外取締役の人数等の変化（予定も含む）が確認可能な 180 社のうち、176 社（97.8%）で社外取締役の増員が確認された。移行前には、平均 0.48 人に過ぎなかった社外取締役は、監査等委員会設置会社への移行により、平均 2.72 人に増員された計算となる¹¹。

また、取締役全体に占める社外取締役の割合についても、180 社中 175 社（97.2%）において

¹⁰ 坂本三郎『一問一答 平成 26 年改正会社法』（商事法務、2014 年）p. 19。

¹¹ 取引所が定める「独立役員である社外取締役」（独立取締役）についても、180 社中 175 社で増加している。ただし、これは新たに独立性のある社外取締役が選任されたものとは限らず、例えば、東証による独立性判断基準の見直しなども影響している可能性があるため、単純比較はできないものと思われる。

増加している。取締役全体に占める社外取締役の割合も、移行前には平均 6.8%であったものが、移行後は、平均 29.1%と 22.3%ポイント上昇している。

この数字のみを見る限り、確かに、「社外取締役の機能を活用しやすくする」という会社法改正法の趣旨は、移行会社において実現しているようにも思われる。

しかし、「社外者」という観点に立てば、監査等委員会設置移行会社においては、監査役が存在しないことから、移行前に存在した「社外監査役」はいなくなっているはずである。そのため、単に移行前後の「社外取締役」の増減だけではなく、移行前の「社外取締役+社外監査役」（以下、社外役員）との比較をする必要もあるだろう。これを示したのが図表 7 である。

図表 7 移行前後の社外役員（社外取締役+社外監査役）の変化

社外役員の人数	移行前（注1）	移行後（注2）
2人	87社	89社
3人	57社	61社
4人	26社	21社
5人以上	10社	9社
平均人数	2.81人	2.72人
（参考）社外役員割合（平均）	28.4%	29.1%

（注1）監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない（会社法 335 条 3 項）。従って、必ず、2人以上の社外監査役が存在するはずである。

（注2）監査等委員会設置会社においては、監査委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法 331 条 6 項）。従って、必ず、2人以上の社外取締役が存在するはずである。

（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

移行の前後において、移行会社全体で社外役員の人数に大きな変化は認められない。

社外役員の平均人数も、わずかであるが減少している（0.09人減）。役員全体に占める社外役員の割合（平均）は上昇しているものの、その幅は、0.7%ポイントと微上昇にとどまっている。

なお、図表 7 では取り上げていないが、個別企業単位で見ても、180社中 132社（73.3%）において、監査等委員会設置会社への移行前後で社外役員の人数に変化はなかった。**移行前後で社外役員の人数に変化があった移行会社の中では、社外役員を増員させている移行会社（21社）よりも、むしろ減員させている移行会社（27社）の方が多くなっている。**

社外役員が占める割合についても、移行前後で変化のない会社が相対的に多い（74社）¹²。ただし、移行前後で社外役員が占める割合が変化した移行会社のみで見ると、社外役員の割合が上昇した移行会社（66社）が、低下した移行会社（40社）を上回っている。

¹² 社外役員の人数・割合のいずれも変化がない会社は、72社確認できた。

上記の事実は、移行会社の多くにおいて、単に、従来の社外監査役が、(監査等委員である)社外取締役「横滑り」しただけである可能性を示唆する。

そのことは、例えば、監査等委員以外に社外取締役が存在しない会社が 180 社中 149 社(82.8%)あること、監査等委員である社外取締役が、全員、移行前には社外監査役であった会社が 180 社中 96 社 (53.3%) 確認できることから推測されるだろう。

これを踏まえれば、監査等委員会設置会社制度導入の趣旨のうち「重複感・負担感をできるだけ避け」という点については、その目的が達せられているものと考えられる。しかし、「社外取締役の機能を活用」という目的が、本当に、達せられているか否かについては、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

もちろん、「社外」の人数・比率だけで、その会社のコーポレート・ガバナンスの質が決まるわけではない。移行前に社外監査役であった者が、監査等委員である社外取締役に「横滑り」しただけであっても、一定のコーポレート・ガバナンス強化につながり得るといいう指摘があることも事実である。例えば、「取締役会における議決権」を持つようになること、「適法性」のみならず「妥当性」にも踏み込んだ監査が行い得るようになること、などである。

しかし、会社法上、監査役にも取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる義務がある以上(会社法 383 条)、社外監査役が社外取締役に「横滑り」しただけでは、取締役会の議論への参加者に変化が生じるわけではない。参加者が変わらない以上、議論の内容についても、それが、直ちに、劇的に変化することは期待しにくいだろう。

「横滑り」によって、その会社が「社外取締役の機能を活用」できたといえるためには、移行前の社外監査役が、監査等委員である社外取締役となったことで、新たに手にした権限(取締役会における議決権、妥当性に及ぶ監査権限など)を有効に活用する必要があると考えられる。これを見極めるためには、なお、時間が必要であろう。

(3) 重要な業務執行の決定の委任 (定款変更)

監査等委員会設置会社は、次のいずれかに該当する場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を業務執行取締役に委任することができる(会社法 399 条の 13 第 5、6 項)。

- ①取締役の過半数が社外取締役である場合
- ②重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の定款の定めがある場合

これは、監査等委員会設置会社において、取締役会で決議すべき事項を減らすことで、「いわゆるモニタリング・モデル(業務執行者に対する監督を中心とした取締役会)をより強く指向

した機関設計を採ること」¹³を可能とするものと説明されている。

前述(1)で見たように、監査等委員会設置会社移行の目的として、「重要な業務執行の委任」、「監督と執行の分離、モニタリング・モデル」、「経営等の効率性、迅速性、機動性」を掲げる移行会社もあることから、移行の判断に当たっては、この点も考慮要素になっていることが推測される。

移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役（又は候補者）に関する情報が開示されているもの（180社）のうち、監査等委員会設置会社に移行するための定款変更に合わせて、「重要な業務執行の決定」を取締役に委任することができる旨の定款変更も実施したものが、**154社（85.6%）**確認できた¹⁴。

もちろん、これらの会社が、実際に「重要な業務執行の決定」を委任するか否か、また、委任するとしても、どの範囲で委任を行うのかについては、必ずしも明らかではない。ただ、少なくとも、これらの154社については、いわゆるモニタリング・モデルを指向する環境は整えられたといえることができるだろう。

(4) 役員（取締役＋監査役）の規模（人数）

監査等委員会設置会社が、取締役会で決議すべき事項を減らすことで、「いわゆるモニタリング・モデル（業務執行者に対する監督を中心とした取締役会）をより強く指向した機関構成」¹⁵を目指すとすれば、一義的には、定款変更を通じて、取締役会決議事項の一部（重要な業務執行の決定）を、業務執行取締役に委任することが想定される（会社法399条の13第6項、前記(3)参照）。それによって、取締役会に付議すべき議案を減らし、業務執行の機動性を向上させることができると考えられるからである¹⁶。

同時に、外形的にも、いわゆるモニタリング・モデルを前提とした役員構成・役員体制の最適化（通常は、「スリム化」）にも結びつくことが考えられる。

そのような観点から、移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役（又は候補者）に関する情報が開示されているもの（180社）について、移行前後での役員（取締役＋監査役）の規模（人数）の増減を示したのが、図表8である。

¹³ 坂本三郎『一問一答 平成26年改正会社法』（商事法務、2014年）p.60。

¹⁴ このうち、社外取締役が取締役会の過半数を占めるものが4社確認できた。理論上、これらの会社については、定款の定めがなくても、「重要な業務執行の決定」を取締役に委任できることになるはずである（本文参照）。

¹⁵ 坂本三郎『一問一答 平成26年改正会社法』（商事法務、2014年）p.60。

¹⁶ 塚本英巨『監査委員会導入の実務』（商事法務、2015年）p.22など参照。

図表 8 移行前後の役員（取締役＋監査役）の増減

増減	社数	
3人以上増	2社	増加 30社
2人増	6社	
1人増	22社	
増減なし	84社	変わらず 84社
1人減	37社	減少 66社
2人減	15社	
3人減	5社	
4人減	4社	
5人以上減	5社	

(注) 原則として、各社が監査等委員会設置会社移行後に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（未提出の会社は、移行のための株主総会招集通知）と、その直前（すなわち、移行前の最後）に提出したコーポレート・ガバナンス報告書とを比較している。従って、その間に生じた役員の逝去、辞任などは反映されていない。（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

180社中66社(36.7%)が監査等委員会設置会社への移行に伴って役員数を減少させている。中には、5人以上減少させている移行会社も確認できる。

もともと、監査等委員会設置会社への移行前後での役員数の変動が±1人におさまる会社が大多数(143社=79.4%)を占めている。その意味では、外形面(役員(取締役＋監査役)の規模(人数))のみからは、移行会社の一部を除き、いわゆるモニタリング・モデルを前提とした役員構成の「スリム化」には、必ずしも結びついていないといえそうだ。

(5) 監査等委員会の構成

監査等委員会の構成について、会社法上、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないと定められている(会社法331条6項)。監査等委員である取締役の定員(上限)については、法律上、特に定めはないが、定款によって「〇人以内」といった規定を個別に設けている会社が多い¹⁷。

移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役(又は候補者)に関する情報が開示されているもの(180社)を対象に、実際に選任された(選任予定の)監査等委員である取締役の人数を示したのが図表9である。

¹⁷ 移行会社の定款変更議案で確認できた範囲では、「5人以内」とするものが最も多く(77社)、次いで「4人以内」とするものが多かった(72社)。

図表 9 監査等委員である取締役の人数

監査等委員である取締役の人数	社数
3人	138社
4人	30社
5人	9社
6人	3社
7人以上	0社

(出所) 各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

会社法上の下限である3人構成を採用する移行会社が最も多い(138社=76.7%)。これは、移行前の監査役(会)についても3人構成を採用する会社が多かったことや、4人構成とした場合、必要となる社外取締役が3人以上(3人構成であれば、2人以上)となることなどが背景にあるものと思われる。

監査等委員である取締役に占める社外取締役の比率は、平均74.6%であった。もっとも、例えば、監査等委員会が3人構成の場合(移行会社の中で最も多いパターン)、社外取締役の比率は、66.7%(3人中2人)か、100%(3人中3人)しかあり得ない¹⁸。その意味で、この「74.6%」という数値(社外取締役比率の平均値)自体にあまり意味はないものと考えられる。

そこで、監査等委員会の社外取締役・社内取締役の構成を、次の3パターンに分類してみる。

- | |
|--|
| <p>①「すべて社外」……監査等委員中、社内取締役が0人である(例えば、社内0人・社外3人など)</p> <p>②「社外が2人以上多い」……監査等委員中、社内取締役が1人以上含まれ、かつ、社内取締役よりも社外取締役の方が2人以上多い(例えば、社内1人・社外3人など)</p> <p>③「社外・社内1人差」……監査等委員中、社内取締役が1人以上含まれ、かつ、社外取締役と社内取締役の人数差が1人である(例えば、社内1人・社外2人など)</p> |
|--|

その結果を示したのが、図表10である。

¹⁸ 監査等委員である取締役の過半数は社外取締役でなければならないことから、社外取締役を「3人中0人」や「3人中1人」とすることは認められない。

図表 10 監査等委員の社外・社内構成

分類	社数	内訳		
		社外	社内	社数
すべて社外	36 社	3 人	0 人	32 社
		4 人	0 人	4 社
社外が 2 人以上多い	32 社	3 人	1 人	26 社
		4 人	1 人	3 社
		5 人	1 人	1 社
		4 人	2 人	2 社
社外・社内 1 人差	112 社	2 人	1 人	106 社
		3 人	2 人	6 社

(出所) 各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

「社内・社外 1 人差」が最も多いが、「すべて社外」とする移行会社も一定数存在している。

(6) 常勤の監査等委員

監査役会設置会社においては、常勤者（常勤監査役）を選定することが義務付けられている（会社法 390 条 3 項）。それに対して、監査等委員会設置会社においては、常勤者（常勤監査等委員）を選定することは義務付けられていない。これは、監査等委員会設置会社の監査等委員会による監査は、指名委員会等設置会社の監査委員会による監査と同様に、「内部統制システムを利用した監査を行うことが想定されている」¹⁹ためと説明されている。ただし、これは会社法上、常勤者の選定が義務付けられていないというだけであって、監査等委員会設置会社が、任意で、監査等委員の中から常勤者を選定することは可能だと解されている²⁰。

移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役（又は候補者）に関する情報が開示されているもの（180 社）の中で、コーポレート・ガバナンス報告書や適時開示資料を通じて、常勤者（常勤監査等委員）を選定していること（又は選定予定であること）が確認できたものは、**145 社 (80.6%)** あった。また、定款上、常勤者を選定することができる旨を定めている（又は定める予定である）会社も、**53 社 (29.4%)** 確認できた²¹。

¹⁹ 坂本三郎『一問一答 平成 26 年改正会社法』（商事法務、2014 年）p. 37。

²⁰ 坂本三郎『一問一答 平成 26 年改正会社法』（商事法務、2014 年）p. 38、塚本英巨『監査委員会導入の実務』（商事法務、2015 年）pp. 50-51 など参照。

²¹ 定款上は、常勤者を選定できる旨を定めているものの、実際には、選定されていないケースも若干見られた。

比較的、多くの移行会社が、常勤者を任意で選定していることがわかる。

(7) 監査等委員である社外取締役

(a) 属性

移行会社のうち、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知などを通じて、移行後の取締役（又は候補者）に関する情報が開示されているもの（180社）について、監査等委員である社外取締役の属性を見ることとする。

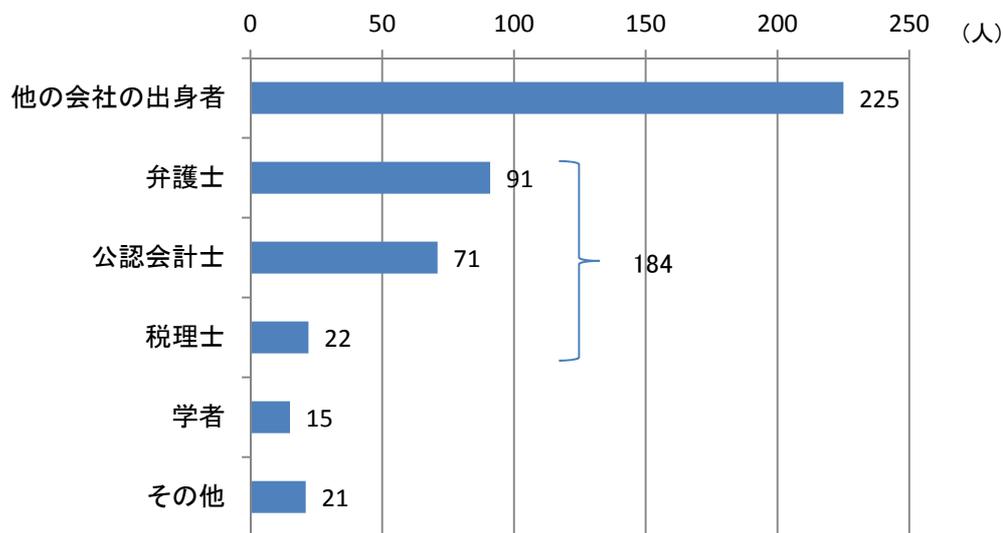
これらの移行会社（180社）において、監査等委員である社外取締役はのべ445人である。その属性を示したのが、図表11、図表12である。

「他の会社の出身者」が最も多く225人（50.6%）、次いで、いわゆる「士業」（弁護士、公認会計士、税理士）が多く184人（41.3%）となっている。

他方、「学者」（15人、3.4%）、「その他」（21人、4.7%）の属性の者は少ない。

なお、「その他」（21人）の中では、元公務員（地方公共団体、警察などを含む）が比較的多い（12人）。

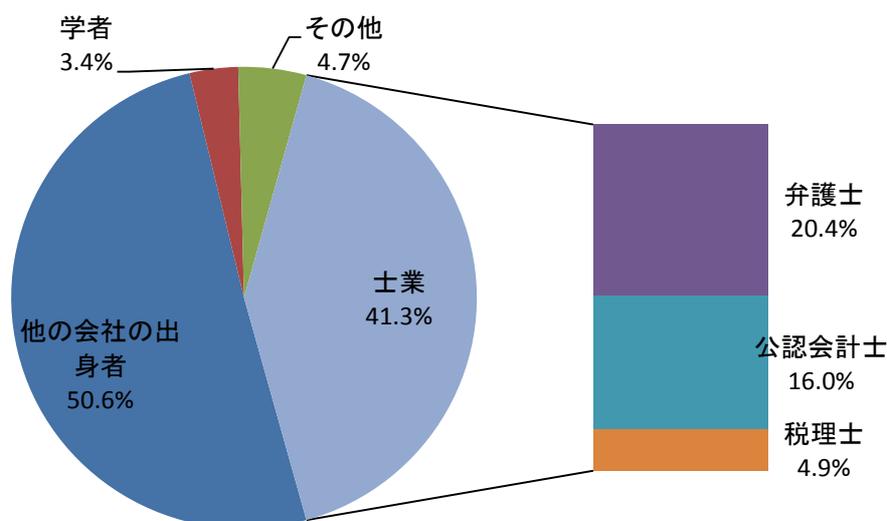
図表 11 監査等委員である社外取締役の属性（人数）



（注）監査等委員会設置会社移行後にコーポレート・ガバナンス報告書を提出している会社については、その記載内容に従った。未提出の会社については、株主総会招集通知の記載内容から、筆者が判断した。そのため、複数の属性を兼ね備えているケースなどについては、会社の判断と異なる場合があり得る。

（出所）各社のコーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 監査等委員である社外取締役の属性（割合）



（注）監査等委員会設置会社移行後にコーポレート・ガバナンス報告書を提出している会社については、その記載内容に従った。未提出の会社については、株主総会招集通知の記載内容から、筆者が判断した。そのため、複数の属性を兼ね備えているケースなどについては、会社の判断と異なる場合があり得る。

（出所）各社のコーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

株式会社東京証券取引所『東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2015』（2015年3月。以下、『東証CG白書』）²²によれば、監査役会設置会社の社外取締役における「他の会社の出身者」の占める割合は74.4%、「士業」の占める割合は14.2%となっている²³。また、監査役会設置会社の社外監査役については、「他の会社の出身者」が55.6%、「士業」が38.3%となっている²⁴。

これらと比較すると、監査等委員会設置会社における監査等委員である社外取締役に占める「他の会社の出身者」の割合が低く、「士業」の割合が高いという傾向が認められる。

(b) 他社社外役員の兼任

監査等委員である社外取締役（445人）のうち、他社の社外取締役・社外監査役を兼任していることが確認できた者は、**107人（24.0%）**であった²⁵。

²² <http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jb0-att/white-paper15.pdf>

なお、同調査の分析対象は、2014年7月14日現在の東証上場内国会社とされており、本稿とは、分析の時期、母集団が異なっている。

²³ 『東証CG白書』p. 31。

²⁴ 『東証CG白書』p. 40。

²⁵ 原則として、各社の株主総会参考書類における取締役候補者の「重要な兼職に該当する事実」に基づいているが、一部、コーポレート・ガバナンス報告書なども参考とした。なお、同一人物と思われる取締役候補者については、会社によって異なる記述がなされているケースも見受けられたが、特に調整などは行わずに、各社の記述にそのまま従っている。

『東証 CG 白書』によれば、監査役会設置会社における社外取締役の中で、他社の社外取締役・社外監査役を兼任する者の割合は 38.0%とされている²⁶。また、監査役会設置会社の社外監査役の場合は、32.1%とされている²⁷。

これらと比較すると、監査等委員である社外取締役のうち、他社の社外取締役・社外監査役を兼任している者の割合は低いといえるだろう。

(c) 独立役員指定

監査等委員である社外取締役（445 人）のうち、(取引所の定める)「独立役員」に指定されている者は、**371 人 (83.4%)**であった。

『東証 CG 白書』によれば、監査役会設置会社における社外取締役のうち 60.3%、社外監査役のうち 63.1%が独立役員に指定されているとされている²⁸。

これらと比較すると、監査等委員である社外取締役のうち、独立役員に指定されている者の割合は、これらを大きく上回っているといえるだろう。

もともと、『東証 CG 白書』の調査は、2014 年 7 月時点のものであり、2015 年 6 月から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」（独立社外取締役の複数選任）や「独立役員制度の見直し」（過去に主要取引先の業務執行者であった者などについて「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の開示（開示加重）の廃止）²⁹の影響を受ける前のものであると考えられる。

特に、「独立役員制度の見直し」については、独立役員に指定された（監査等委員である）社外取締役の中には、「主要取引先」の出身者（過去）が 22 人、「取引先」の出身者（現在及び過去）が 69 人確認できることから³⁰、一定の影響が生じている可能性があるだろう。

おわりに

会社法改正法の施行後 2 ヶ月程度で、200 社弱の上場会社が、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する（又は移行予定である）ことを開示した。指名委員会等設置会社が、60 社強といわれていることと比較すると³¹、それなりの数の上場会社移行したと評価できるだ

²⁶ 『東証 CG 白書』 p. 34。

²⁷ 『東証 CG 白書』 p. 41。

²⁸ 『東証 CG 白書』 p. 27、p. 40。

²⁹ 拙稿「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う東証上場規程等の改正」（2015 年 5 月 21 日付レポート）参照（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150521_009740.html）。

³⁰ 各社の独立役員届出書、コーポレート・ガバナンス報告書に基づく。なお、一部、重複している者（「主要取引先」の出身者（過去）かつ「取引先」の出身者（過去））もいる。

³¹ 日本取締役協会「指名委員会等設置会社リスト（上場企業）」（http://www.jacd.jp/news/gov/jacd_iinkaisecchi.pdf）など参照。

ろう。しかし、わが国の上場会社全体と比較すれば、概ね5%程度にとどまっている。これを「初年度にしては多い」とみるか、「まだまだ少数派」とみるか、評価は分かれるだろう。いずれにせよ、来年以降の動向も見守る必要があると考えられる。

前述の通り、筆者は、監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と監査役会設置会社の「折衷型」だと考えている。一般に、「折衷型」の仕組みのメリットは「柔軟性」であり、そのデメリットは「中途半端さ」ということになろう。その意味で、監査等委員会設置会社への移行により、その会社のコーポレート・ガバナンスが向上するか否かは、ひとえに移行会社自身の意思と能力次第といえるだろう。

移行会社を見る限り、社外監査役をそのまま（監査等委員である）社外取締役役に横滑りさせただけの事例も多い。また、移行の目的についても、「監督と執行の分離、モニタリング・モデル」など、具体的にどのようなガバナンス体制を指向するのかを正面から掲げる移行会社は、少数派にとどまっている。加えて、監査等委員会設置会社において、特に重要なポイントと考えられる「重要な業務執行の決定」を業務執行取締役役に委任する定款変更を実施していない移行会社も、一部、存在する。

こうした事実を踏まえれば、私見だが、会社法改正法（「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示）やコーポレートガバナンス・コード（独立社外取締役の複数選任）に形式的に対応するためだけに移行したと疑われる事例も少なからずあるように思われる。

そのほか、本文では触れなかったが、移行会社のうち、任意で指名・報酬諮問委員会を設ける会社は、10社程度にとどまっている（各社のコーポレート・ガバナンス報告書に基づく）。そのため、移行会社の大半においては、（経営陣幹部・取締役の）「指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべき」（コーポレートガバナンス・コード補充原則4-10①）との規律をコンプライするに当たり、「取締役の指名・報酬について株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会を活用する」（同「背景説明」）ことになるものと思われる。

その意味で、監査等委員である社外取締役、その中でも特に「独立役員」に指名された者に期待される役割・責任は重大だと考えられる。具体的には、監査等委員である社外取締役（又は候補者）について、法令等遵守に関する「監査」にとどまらず、経営陣幹部・取締役の指名・報酬を含む「監督」を果たし得るだけの知見、独立性を備えているか否かを、株主・投資者・市場が判断できるだけの丁寧な説明がなされることが望まれる。